

平成 23 年 2 月 22 日  
最近改正 令和 7 年 6 月 1 日

## 大阪市「公園猫適正管理推進サポーター制度」実施細目

### (趣旨)

第 1 条 この細目は、大阪市「公園猫適正管理推進サポーター制度」実施要綱（以下、「要綱」という）の規定に基づいて、実施にあたっての必要な事項を定めるものである。

### (登録手続き)

第 2 条 公園猫適正管理推進サポーターの登録は次の手続きによる。

- (1) 公園猫適正管理推進サポーターの登録を行おうとする団体は、登録を行おうとする公園を所管する公園事務所長に次の書類を提出して登録の申請を行い、公園事務所長は書類及び面談による審査を行う。
    - ア 「公園猫適正管理推進サポーター登録申請書」（様式第 1 号）
    - イ 住区基幹公園においては、当該地域を代表する組織の同意書（様式第 2 号）
  - (2) 活動を行おうとする公園が「所有者不明猫適正管理推進事業」の地区指定の区域に含まれ、かつ、申請団体の公園内での活動が当該地区指定にかかる取り組みの一環として行われる場合は、前項イの同意書の提出を省略することができる。
  - (3) 書類及び面談による審査の結果、申請団体が公園猫適正管理推進サポーターとしての適格を有すると認められる場合で、活動をしようとする公園に公園愛護会が結成されているとき、公園事務所長は、当該公園における活動について公園愛護会の了承の意思を確認する。
  - (4) 申請団体の全構成員は要綱第 8 条第 1 項第 1 号に規定する研修を受講する。
  - (5) 前 2 号に掲げる手続き終了後、公園事務所長は「公園猫適正管理推進サポーター」を示すカード（様式第 3 号）を申請団体の全構成員に交付する。
- 2 要綱第 4 条第 2 項第 3 号ただし書きに規定するを受けることができない正当な理由とは、「所有者不明猫適正管理推進事業」の予算がない場合、地域もしくは公園内の飼い主のいない猫が全て避妊去勢済みであるなど「所有者不明猫適正管理推進事業」の対象とならない場合、申請団体が地域もしくは公園内の飼い主のいない猫の避妊去勢手術を実施することについて特定の獣医師・動物病院と協定を結んでいる場合を言う。

### (留意事項の詳細)

第 3 条 要綱第 6 条第 1 項第 3 号に規定する公園猫適正管理推進サポーターの明示は、第 2 条第 1 項第 5 号に規定する「公園猫適正管理推進サポーター」を示すカード（様式第 3 号）を携行することによって行う。

- 2 要綱第 6 条第 1 項第 4 号に規定する活動状況の報告は、毎年 4 月から翌 3 月末までの一年間の状況を翌 4 月 10 日（公休日である場合はその翌日）までに書面及び口頭によって公園事務所長に行うものとし、書面による報告は、「公園猫適正管理推進サポーター実績報告書」（様式第 4 号）を提出することによって行う。
- 3 要綱第 6 条第 1 項第 5 号に規定する公園猫の捕獲を行う場合の届出は、「公園猫捕獲届出書」（様式第 5 号）により提出しなければならない。

附 則

この細目は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細目は、平成 23 年 5 月 6 日より施行する。

附 則

この細目は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細目は、平成 27 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この細目は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細目は、令和 7 年 6 月 1 日より施行する。

令和 年 月 日

大阪市長様

申請者 代表者氏名  
(電話番号)

## 公園猫適正管理推進サポーター登録申請書

都市公園の円滑な維持管理に資するため、公園猫の適正管理及び匹数の減少を図り、公園猫を巡るトラブルを防止するための活動を行うので、次のとおり公園猫適正管理推進サポーターの登録を申請します。

## 記

活動を行う都市公園	大阪市 区 公園		
活動構成員（公園で実際に活動する者）			
氏 名	郵便番号	住 所	電話番号
「所有者不明ねこの適正管理推進事業」の地区指定		済・未	
活動の対象となる猫 (活動エリア内で行動する全ての公園猫)	避妊去勢手術	実施済	匹
		未実施	匹
		不 明	匹
	計		匹
活動時間帯			

大阪市建設局長 様

## 同 意 書

次の公園における公園猫適正管理推進サポーターの登録に  
同意します。

公園名 大阪市 区 公園

(登録団体代表者名 \_\_\_\_\_)

令和 年 月 日

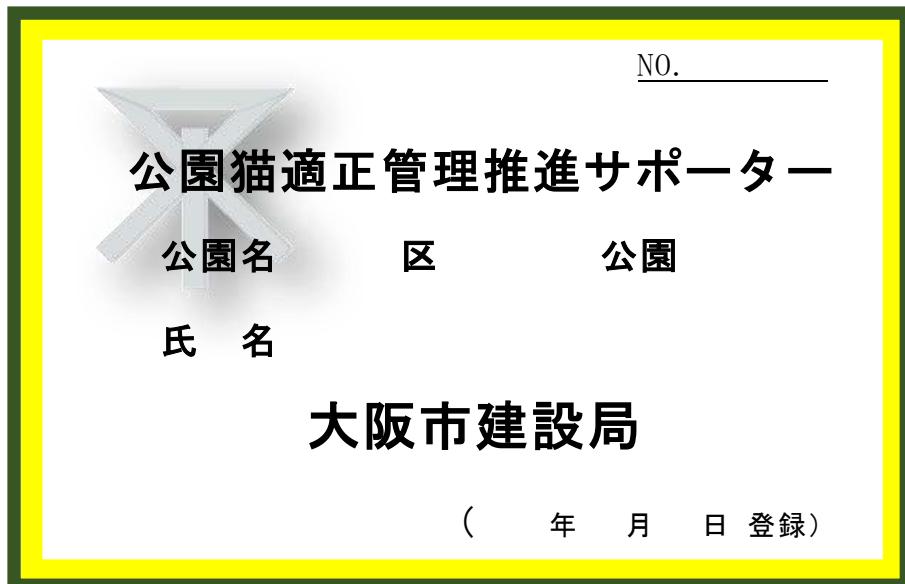
地域代表者

住 所 \_\_\_\_\_

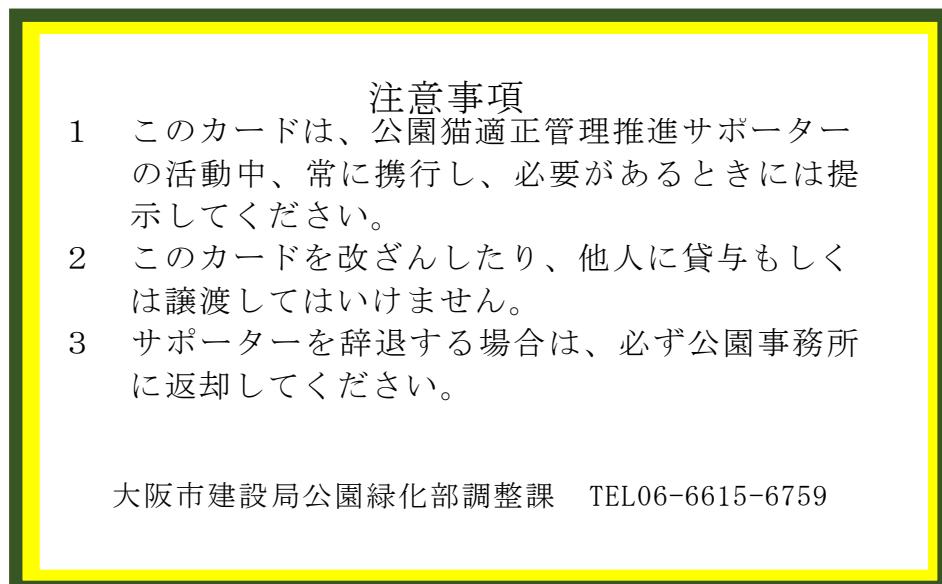
氏 名 \_\_\_\_\_

代表する肩書 \_\_\_\_\_

(表)



(裏)



(寸法 縦5.4センチメートル 横8.5センチメートル)

○○ 年 月 日 提出

# 公園猫適正管理推進サポーター実績報告書

令和 年 月 日

大阪市長様

申請者 団体名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号

## 公園猫捕獲届出書

大阪市「公園猫適正管理推進サポーター制度」実施要綱第6条第1項第5号の規定により、公園猫の捕獲について次のとおり届け出ます。

1 捕獲を行おうとする公園	公園
2 捕獲予定数	四
3 捕獲の目的	<input type="checkbox"/> 公園猫に避妊去勢手術を行うため <input type="checkbox"/> 公園猫を保護するため (該当項目の□にチェック)
4 捕獲方法	
5 捕獲期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (最長6か月)

- (注) 1 捕獲を行う区域は、「公園猫適正管理推進サポーター認定申請書」により届出た活動区域の範囲を越えないこと。
- 2 捕獲の目的は、公園猫に避妊去勢手術を行うためもしくは公園猫を保護するため以外は原則として認められない。
- 3 公園猫（都市公園内に生息する所有者が不明な猫）以外の動物を捕獲しないこと。
- 4 捕獲器等のわなを使用する場合は、申請者の責任において管理し、他の公園利用者の妨げとならないよう十分に留意すること。